

様式第10号（第5条関係）



2023年4月4日

朝霞市議會議長 様

議員名

田口洋

政務活動費収支報告書（議員用）

朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和4年度（令和4年4月分～令和5年3月分）政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
政務活動費	240000-	
利子等		
合 計		

2 支出

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費	240000-	
合 計	240000-	

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

3 残額

〇 円



971655 530326

東京支店
品番HJ-032-2年用

No. _____

領收證

番号 301号室

田辺謙 様

2年用

日辰ビル

丸辰洋行株式会社

発行日 乙年 月 日

令 2 年 9 月 1 日
三 5 年 8 月 31 日

日本銀行券

日本銀行券

八十元

八八,000.

銀 7,000.
共 5,000.
総 8,000.
計 88,000

この領収証は二年間通用致し金儀の受渡について
るものでありますから大切に保管して下さい。

No. _____

領收證

番号 301 写屋

印鑑 樣

2 年 用

丸辰七

発行日 42年 8月 3日

(水戸市役所)

3年 12月分	3年1月30日 受取りました	領 取 印 留	¥88,000. <u>下記通帳264.-</u>
4年 1月分	3年12月28日 受取りました	領 取 印 留	¥88,000.
4年 2月分	4年1月31日 受取りました	領 取 印 留	¥88,000. <u>下記通帳269.-</u>
4年 3月分	4年2月28日 受取りました	領 取 印 留	¥88,000.
4年 4月分	4年3月31日 受取りました	領 取 印 留	¥88,000. <u>下記通帳278.-</u>
4年 5月分	4年4月30日 受取りました	領 取 印 留	¥88,000.

4月5日
6日
YFP.000.
F182.

4月
7日
YFP.028.
F182.

4月
8日
YFP.000.
F182.

○

丸尾建設株式会社
代表取締役
埼玉県朝霞市三原1丁目8番56号

東京事務所

1.

1. 保証金の支拂はかわからず毎月 木曜日の午後取扱
と共に相違無く手渡の事を強制します。

田辺淳

4年 9月 中旬	4年 10月3日 支拂ひました	取扱 事務	¥88000.-
4年 10月 中旬	4年 9月27日 受取りました 下水道代 70.	取扱 事務	¥88000.-
4年 11月 中旬	4年 10月3日 受取りました	取扱 事務	¥88000.-

4年 12月分	4年11月30日 受取りました	領取 印鑑	¥88,000.- 下記¥374.-
5年 1月分	5年12月27日 受取りました	領取 印鑑	¥88,000.-
5年 2月分	5年1月31日 受取りました	領取 印鑑	¥88,000. 下記¥1,683.-
5年 3月分	5年2月27日 受取りました	領取 印鑑	¥88,000.
5年 4月分	5年3月31日 受取りました	領取 印鑑	¥88,000. 下記¥374.-
5年 5月分	5年4月30日 受取りました	領取 印鑑	

貸 宝 貸 借 契 約 書

所在地 三井市西条町字西条
三井市西条町字西条

住宅の一部 1階 1室 / 室(36) 契約人員 名

賃料 1ヶ月金 1500円也 管理費 1ヶ月金 500円也

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

第 1 条 賃貸借の期間は今から2年9ヶ月より今年12月31日迄の期間とする。契約期間更新に際して、右は甲と本契約書金一筆証金の有無にかかわらず、乙を希望する所を除くことを希望せしめ、契約期間を更新する事が出来る。

第 2 条 乙は毎月の賃料を毎月5ヶ月迄に甲方に持参・支拂うか、又は甲の指定する方法にて支払うこととする。契約期間更新に際して、右は甲と本契約書金一筆証金の有無にかかわらず、乙を希望する所を除くことを希望せしめ、契約期間を更新する事が出来る。

第 3 条 本契約は現状のまま、居住のみを目的として使用することとし、甲の文書による手書きをなして乙は、人員の増加、賃借権の譲渡及び賃貸りは本物件の改造作成をしてはならない。尚、甲が本件の際は原状回復費用として(口賃有りの場合は)敷金、保証金より、%償却するものとする。或いは甲の承諾の上、無償にて返却するものとする。

第 4 条 この部合により、本契約を解除する時は、前前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に賃金を甲に明け渡し、立退済又はこれに類似する物が請求されれば対応しないこと。但し、この際甲は前家賃を割引に応じ清算し、敷金、保証金は乙に返却すること。

第 5 条 賃気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合意の上、賃料と別に支払ふ公課等は甲の負担とする。但し、公用公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は甲乙協議の上、定めるものとする。

第 6 条 乙は故意過失を問わば是物に損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基づき損害賠償をしなければならない。

第 7 条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盜難等を蒙った場合は、その損失は一切甲に請求しないこと。

第 8 条 乙が無断不在一ヶ月以上に及ぶ時は、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約は当然解除され、甲は立会の基で窓戸内遺留品を任意の場所に保管し、又は売却する上に譲渡する。

第 9 条 反社会的勢力の排除に對し甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を誓約する。

①自らが、暴力団、暴力団關係企業、暴力団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下統称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
②自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいう)が反社会的勢力ではないこと。
③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この実効を妨害するものではないこと。
④自ら又は第三者を利用して、相手方に対する強制的な言動又は暴力を用いる行為及び、陰謀又は暴力を用いて相手方の業務を妨害し、又は雇用を剥奪する行為をしないこと。

- 第10条 乙は、本物件の使用につき、次の行為を行つてはならない。
 ①本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 ②本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは冒涜な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の生氣又は通行人に不安を覚えさせること。
 ③本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反旗掛して反社会的勢力を出入りさせること。
 ④本物件に於て風紀衛生上、若しくは火災等危険を引き起す恐れのあること。
 ⑤近隣迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして大騒ぎの騒擾を興すること。

- 第11条 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何ら警告も要せずして、本契約を解除することが出来る。
 ①第9条の権利に反する事実が判明したとき。
 ②委託係後は本契約条項に違反した時は、甲は何ら警告も要せずして本契約を解除する事が出来る。

- 第12条 乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の各料金を明け渡し当日至までに支払いを精算し、その証明書或いは領收証を甲に提出しなければならない。

- 第13条 連帯保証人は乙と通常の上、本契約より生ずるこの債務一契を負担するものとする。

- 第14条 本件に關する争を生じたる場合は、当事者は關係法並びに慣習に従い調査的に解決すること。

- 第15条 特終条項
1. 本契約は本件を記載する事項に依り成立する。
2. 本件は本件を記載する事項に依り成立する。

- 上記契約の証として、本契約書を 連作成し甲乙双方署名捺印の上、各一通を保有する。

- 令和2年5月31日 丸尾達哉様式会社
住 所 生 所 住 所 生 所

- 住 (甲) 氏 名 代表取締役 丸尾達哉
住 (乙) 氏 名 代表取締役 丸尾達哉

- 連作成印 住 所 生 所 住 所 生 所

- 仲 介 人 氏 名 仲 介 人 氏 名

- 弱制注音 住 所 生 所 住 所 生 所

- 敷金・印保証金預り証
金 1200円也 □敷金・印保証金正にお渡り致しました。但し、領收証のこと。

- 貴殿との本契約解約に際し本件引け渡しの際、貴殿が本質的に開示したのちに開示いたく申述します。

- 尚、上記金額に依り賃貸料に充當又は、貴殿の債務支拂い並びに賃貸設定等に使用される事は、固くお断り申し上げます。